

同時発表：経済産業省

平成30年12月10日  
港湾局 海洋・環境課**洋上風力発電設備の維持管理基準の検討を始めます**

～維持管理技術ワーキンググループを立ち上げます～

経済産業省と国土交通省は、洋上風力発電の導入の円滑化に向け、電気事業法と港湾法の各法に基づく審査手続きの合理化や事業者の負担軽減を図るため、港湾における洋上風力発電施設検討委員会を設置し、洋上風力発電施設に係る基準類の検討を進めています。

今般、同委員会に維持管理技術ワーキンググループを立ち上げ、洋上風力発電設備の維持管理に係る基準の検討を開始することになりましたので、お知らせします。

洋上風力発電の導入適地として港湾が有望視されるなか、平成28年度に改正港湾法が施行され、港湾区域における水域占用等のルールが整備されました。これを受け、同制度を活用して北九州港や鹿島港で洋上風力発電事業者が選定されるなど、我が国の複数の港湾において洋上風力発電のプロジェクトの進展が期待されます。

洋上風力発電の導入の更なる円滑化に向け、経済産業省と国土交通省は、電気事業法と港湾法の各法に基づく審査手続きの合理化や事業者の負担軽減を図るため、港湾における洋上風力発電施設検討委員会を設置し、洋上風力発電施設に係る基準類の検討を進めています。

また、港湾に洋上風力発電施設を導入する際には、当該公募対象施設等の維持管理の方法についての記載が必要となります。このため、上記の検討の一環として、港湾管理者による的確な審査の実現に向け、本委員会に維持管理技術を専門とする有識者により構成される維持管理技術ワーキンググループ（WG）を立ち上げます。なお、本委員会では、WGでの議論を踏まえ、本年度中に洋上風力発電設備の維持管理に係る基準の策定を行います。

**【添付資料】**

- 港湾における洋上風力発電施設検討委員会 維持管理技術WGの設置について

**【問い合わせ先】**国土交通省 港湾局 海洋・環境課 酒井、福井  
TEL(代表) 03-5253-8111(内線46658、46659)  
TEL(直通) 03-5253-8674 FAX 03-5253-1653